



2022年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 田 崎 ひろみ
(コード番号：2124 東証第一部)
問 合 せ 先 代表取締役副社長 管理本部長 服 部 啓 男
(TEL：03-5259-6926)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月24日に開催予定の第35期(2021年12月期)定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役設置会社・監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議し、また、これに伴う定款の一部変更及び役員の変動を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社はかねてより、持続的成長と企業価値向上を目指し、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいりました。このたび、取締役会の経営機能の充実、監督機能の強化、及び業務執行の機動性のさらなる向上を目的として、「監査等委員会設置会社」へ移行する方針を決議いたしました。

(2) 移行の時期

2022年3月24日に開催予定の第35期(2021年12月期)定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記1. (1)のとおり監査等委員会設置会社へ移行するため、監査役および監査役会に関する規定を削除し、監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設いたします。また、取締役への権限委任に関する規定を新設し、その他所要の変更を行います。

なお、変更の内容は別紙のとおりであります。

(2) 定款変更の日程

2022年3月24日に開催予定の第35期(2021年12月期)定時株主総会における承認可決をもって、同定時株主総会終結の時に、本定款変更の効力が発生する予定であります。

3. 監査等委員会設置会社に移行した後の役員人事（2022年3月24日に開催予定の第35期定時株主総会に付議）

(1) 監査等委員でない取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名	備考
田崎 ひろみ	代表取締役会長兼社長	同左	再任
服部 啓男	代表取締役副社長 管理本部長	同左	再任
田崎 忠良	取締役 最高顧問	同左	再任
山田 広記	取締役 事業本部長	同左	再任
松園 健	取締役	同左	再任
東郷 重興	社外取締役	同左	再任
加瀬 豊	社外取締役	同左	再任
ギョンター・ツォーン	社外取締役	同左	再任
中井戸 信英	社外取締役	—	新任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名	備考
向山 俊明	社外取締役（常勤監査等委員）	常勤監査役、社外監査役	新任
伊藤 尚	社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任
横井 直人	社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	旧役職名	備考
岩崎 政孝	補欠社外取締役（監査等委員）	社外監査役	新任

※岩崎政孝社外監査役は、2022年3月24日に開催予定の第35期定時株主総会終結の時をもって、任期満了に伴い監査役を退任する予定であります

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条<条文の記載省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会</p> <p>2.監査役</p> <p>3.監査役会</p> <p>4.会計監査人</p> <p>第5条<条文の記載省略></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条<条文の記載省略></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第16条<条文の記載省略></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条<現行通り></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1.取締役会</p> <p><削除></p> <p>2.監査等委員会</p> <p>3.会計監査人</p> <p>第5条<現行通り></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条<現行通り></p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第16条<現行通り></p> <p><削除></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>第18条～第19条<条文の記載省略></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p><u>(2)～(4)</u><条文の記載省略></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(2)<条文の記載省略></p> <p>(3) 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役最高顧問、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条<条文の記載省略></p>	<p>第18条～第19条<現行通り></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、10名以内とする。</p> <p><u>(2)当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任および解任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任および解任する。</p> <p><u>(2)取締役の選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して行う。</u></p> <p><u>(3)～(5)</u><現行通り></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(2)監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(2)<現行通り></p> <p>(3)取締役会は、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役最高顧問、取締役相談役、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条<現行通り></p>
---	--

<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 26 条 <条文の記載省略></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 28 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第 29 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 31 条 <条文の記載省略>。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 26 条 <現行通り></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p><u>第 28 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 29 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 31 条</u> 取締役の報酬等は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 32 条 <現行通り></p>
--	--

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(2) 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 5 章 監査等委員会

<削除>

<削除>

(常勤の監査等委員)

第 33 条 当社は、常勤の監査等委員を置くことができる。この場合、監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員会は監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 35 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第 38 条 監査役会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第 39 条 監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p><u>第 40 条 監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(<u>監査役の実任免除</u>)</p> <p><u>第 41 条</u> 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>(2) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 42 条～第 43 条</u> <条文の記載省略></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第 44 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 45 条～第 48 条</u> <条文の記載省略></p> <p><新設></p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第 36 条 監査等委員会</u>における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第 37 条 監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p><u>第 38 条～第 39 条</u> <現行通り></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>)</p> <p><u>第 40 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p><u>第 41 条～第 44 条</u> <現行通り></p> <p>第 8 章 附 則</p>
--	--

	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 45 条 2022 年 3 月開催の第 35 期定時株主総会で定める期日前 (2022 年 3 月 24 日前) の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第 46 条 変更前定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>(3) 本条は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以上